特定非営利活動法人地域持続研究所 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地域持続研究所という。

2 この法人の英文名は、The Local Sustainability Institute という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県千葉市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域コミュニティにおける持続可能性を確保するため、当該持続可能性を支える各種資本ストックに関する情報提供、当該持続可能性にかかる認識を広げる教育プログラムの実施支援、関連する研究を実施する研究機関や研究者に対しての支援等を行い、もって過去から将来に至る経済社会の持続可能性の確保に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 一 社会教育の推進を図る活動
- 二 子どもの健全育成を図る活動
- 三 科学技術の振興を図る活動
- 四 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 特定非営利活動に係る事業
- イ 地域の持続可能性に係る調査研究・情報収集・情報提供事業
- ロ 地域の持続可能性に係る認識を広げるための教育・啓発事業
- ハ 地域の持続可能性に係る計画策定支援事業
- ニ 地域の持続可能性に係る研究活動支援事業
- ホ その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

#### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の各号に掲げる種別ごとに、次の各号に定める者とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- 二 賛助会員 この法人の目的に賛同し協力する個人または団体 (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 退会届の提出をしたとき。
- 二 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- 三 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- 四除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 一 この定款等に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返環)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第4章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の各号に掲げる種別の役員を置き、その人数は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 理事 3人以上7人以内
- 二 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の 3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務 を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二この法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若 しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁 に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しく は理事会の招集を請求すること。

## (任期等)

- 第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなればならない。

#### (欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なく これを補充しなければならない。

#### (解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これ を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えな ければならない。

- 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条総会は、以下の事項について議決する。
- 一 定款の変更
- 二 解散
- 三 合併
- 四 事業計画及び収支予算並びにその変更
- 五 事業報告及び収支決算
- 六 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- 七 入会金及び会費の額
- 八 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄(総会で別に定める額を超えないもの、 又は借入日の属する事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)
- 九 事務局の組織及び運営
- 十 その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- 一 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- 二 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の 請求があったとき。
- 三 第15 条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日

から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電子メールをもって、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。 (京早数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。 (議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第29条総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- 一 日時及び場所
- 二 正会員総数及び出席者数 (書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- 三 審議事項
- 四 議事の経過の概要及び議決の結果
- 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

# 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 三 その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(開催)

- 第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- 一 理事長が必要と認めたとき。
- 二 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 三 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第33条理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電子メールをもって、開催の日の尐なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第36条 各理事の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- 一 日時及び場所
- 二 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- 三 審議事項
- 四 議事の経過の概要及び議決の結果

- 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

# 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- 一 設立当初の財産目録に記載された資産
- 二 入会金及び会費
- 三 寄付金品
- 四 財産から生じる収益
- 五 事業に伴う収益
- 六 その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理 事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用するこ とができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の 追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する 書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決 を経なければならない。 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、総会において別に定める額を超える価額の借入 金の借入れその他新たな義務の負担又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を 経なければならない。ただし、借入日の属する事業年度内の収入をもって償還する短期借 入金を除く。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 一 総会の決議
- 二 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 三 正会員の欠亡
- 四 合併
- 五 破産
- 六 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 (清算人の選任)

第 50 条 この法人が解散するときは理事会において清算人を選任する。又は、選任しない 場合は理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、 法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、理事会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の 議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人のホームページに掲載して行う。

#### 第10章事務局

(事務局の設置等)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

# 第 11 章 雜則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次の者とする。

理事長倉阪秀史副理事長大石亜希子理事中塚康子同松橋啓介同栗島英明監事水島治郎

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年5月末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会で定めたところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の二事業年度の年間の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員入会金 0円

正会員会費 0円

 賛助会員入会金(個人)
 1万円

 賛助会員会費(個人)
 1万円

 賛助会員入会金(団体)
 3万円

 賛助会員会費(団体)
 3万円